

平成26年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年11月18日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	臼笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
〃	2 番	橋口 好文
〃	3 番	瀬川 寅夫
〃	5 番	石寺 政和
〃	6 番	岩本 延男
〃	7 番	浦口 幸夫
〃	9 番	日高 仙三
〃	10 番	中村 正幸
〃	11 番	河本アツミ
〃	12 番	南 重徳
〃	13 番	古田 洋美
〃	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、11月定例総会を開催します。始めに会長に挨拶をいただき、議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。秋も深まり、この2、3日肌寒い日が続いております。地域では、敬老会、願成就などの秋祭りが行われたのではないかと思います。

また、農作業では青果用いも、でん粉いもの収穫が最盛期を迎えております。安納いもの収穫が間に合うかどうか心配しておりますが、皆様頑張っていることと思います。作柄については、でん粉用いもが当初55俵ぐらいと予想されておりましたが、私の一番良い畑は122.25俵、悪い畑で70俵でした。市の平均も65俵程度で、最初の見込みよりは大分良くなつたのではないかと思います。

一方さとうきびについては、12月12日に買い入れが始まるようです。

また、今月の6日、7日には19市の会長・局長会議があり出席をしました。鹿屋市でおこなわれましたが、各市が抱えている問題などを全体で協議するという会議でありました。大変有意義な会議であったと思います。夜の懇親会では各市の会長さん達と意見交換をし、親睦を深めてまいりました。

なお、本日は定例会終了後に農作業賃金の決定をおこなう小委員会も行われます。

小委員会の方々はちょっと時間も長くなりますが、よろしくお願ひします。

それでは、これより11月の定例総会を開催いたします。

○議長

まず初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。署名委員には14番白河委員と1番小倉委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。資料は1ページになります。今月は、所有権移転3件、賃貸借1件、合計4件の申請がありました。

まず1番です。上西横山地区の土地であります。台帳現況地目は田が3筆、畑が4筆合計面積16746平米を親から子へ贈与により所有権移転するものです。

2ページをお願いします。2番です。伊闘の浜脇地区の土地です。

台帳現況地目は畑の2筆、合計面積5621平米を賃貸借で5年間借りるもので、許可後の経営面積が5621平米となり、下限面積の5千平米を超えます。

3番です。伊闘の沖ヶ浜田地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積3743平米を兄から妹に贈与で所有権移転するものであります。

4番です。国上湊地区の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で、面積931平米を真正な登記名義人への回復で、所有権移転するものであります。

ここで、真正な登記人への回復とありますけれども、これは誤って登記されていた名義人を正しい登記名義人に変更することであり、誤って登記されていた名義人の承諾と、正しい登記名義人の実態が必要となってきます。ここは農地ですので、農業委員会の許可がないと名義変更ができないことから、申請が上がっておりまます。

以上、本件1番から4番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明ですけれども、1番の方は私が担当となっておりますので、調査した結果を報告いたします。

まず親から子への贈与です。お父さんが病気で入院しているということで、娘さんのほうに贈与したいということです。

譲受人には連絡を取っていたのですけれども、中々連絡がとれなく、昨日の朝ようやく連絡が取れました。立ち会いを頼んだのですが、仕事で都合が悪く私が一人で確認をしました。見た限り、他人に貸して耕作している場所が見当たりまして、その確認をしようとしたが、まだ確認が取れてない状況です。従いまして、この件については、来月への継続審議ということにしていただけたらと思います。

続きまして順次、2番から報告をお願いします。

○13番委員

13番です。2番について説明をします。今月の15日に貸人立ち会いの下、現地を確認いたしました。貸人は認定農業者でしたが、今回の更新時に脱退したとでございます。現地は、牧草の跡であります、貸人は現在母親と2人で生産牛と園芸のスナップエンドウを作付しているということでした。親子2人ですので、手が回らないということで、規模を縮小するようです。

一方借人はお父さんが認定農業者で、きびの刈り取り受託などもしております。本人は農機具類は一切持っていないということで、お父さんの農機を利用させていただき、安納いもを作付したいということでした。

この件につきましては、何ら問題ないと確認しております。

次に番号3について説明いたします。両親が亡くなった折に、財産分与で、譲渡人が土地を相続したようでございます。

しかしながら、譲渡人が鹿児島の方に稼ぎに行きました、現在さつま町に住んでいるということです。妹が今までここに住んでいましたが、今年の春から西之表に家を建て移住しております。今回墓をみている妹の方に土地を譲るということです。妹は、現在農業はしていないのですが、先々子供大きくなったら農業したいということで、兄から妹への贈与ということでございます。

この件につきましては、現在譲受人は農業をしておりませんが、農地は所有しております、借地にしております。現地は安納いもを収穫した後になっております。

これについては、先々農業をするということでございますが、現在農業をしておりませんのでその点が問題ではないかと思います。以上です。

○14番委員

14番です。4番について、説明します。譲渡人と譲受人はいとこ同士です。結論から申しますと双方確認をして、間違いありませんでした。

平成4年頃国上地区は、地籍調査があったのですが、その時間違って登記したものと思います。以上です。

○議長

はい。質疑を受ける前に1番について、少し説明が不足したところがありますので、追加をしたいと思います。1番の箇所は、現地を見てから本人に確認したのではなくて、本人に聞いてから私が畠に行ったということで、その農地はもしかしたら、娘さんが農業を始めるということで、全部返してもらっているかもしれないということがあります。その確認のために、来月まで審議を延ばしてくださいということです。

それでは、質疑を受けたいと思います。1番から4番について、質疑のある方は挙手でお願いします。

○9番委員

はい、9番です。番号3につきまして、農業をしていないという担当委員の方からの調査報告がありましたが、農業をしていないということでこの3条申請は、許可出来るのだろうかと思います。皆さんはどう思いますか。

○事務局

申請書においては、農業従事日数が150日となっておりますので書類上不備はなかったのですが、問題は実態があるかどうかでありますので、農業の実態がないのであれば許可出来ないということになります。

○13番委員

13番です。両親がなくなって財産分与した土地ですが、妹夫婦はともに会社員ということでありましたので、この土地を長男が相続したようです。しかし、長男は下限面積に達していない訳であります、妹さんは下限面積に達しているということで、許可可能と考えましたが、確かに今ご指摘のあったとおりだと思います。

私も悩んだのですけれども、将来農業をしたいということでしたので、そこを審議していただきたいと思います。

○議長

今の件は、私の担当した1番とほとんど同じだと思うのですよ。これを継続にお願いしたのは、他の人が耕作をしているということで、その後返してもらうかどうかの確認が取れていないので、来月の継続審議にしてもらいたいということです。この3番の案

件も、ほとんど同じです。農業をしない人に対して、3条許可は出来ないとなっております。

○2番委員

はい、2番です。これは両親が亡くなっているのでしょうか。そうすると、これは遺産相続になる訳じやないですか。

○13番委員

財産分与はすでに済んでいます。

○2番委員

親が亡くなつてから財産分与した訳ですか。それなら、これは遺産相続でしょう。

○事務局

以前相続した土地を、今度贈与ですからこれは遺産相続とはなりません。

○2番委員

はい。それでしたらやはり9番委員が言われたように不許可が相当だと思います。

○議長

もしこの方が、自分で農業を開始する意思があれば、継続審議ということもありますので、その辺をもう一度確認してください。

○事務局

はい、申請書の方に営農計画書が付いておりまして、計画の概要では、申請地を取得後はさつまいもを植え付け、インターネットで販売するということになっております。

面積上は問題ないのですが、本人の作業実態があるかどうかですので、実態がないというのであれば、許可出来ないということあります。

○13番委員

私も再度確認したのですけども、現在のところ子供が小さくて、農業には従事できないという話でした。今後子供に手がかかるなくなったら、農業やりたいということでしたので、私も報告したのですけども、皆さんの言うように農業をしないのに、名義を変えるのはどうかと思います。1番の目的は長男が帰ってきて農業をする意思がないということで、妹に譲るということでしたのでそこを審議して頂ければと思います。

○9番委員

2カ月ぐらい前5番委員の担当地区で同じような案件があり、不許可としましたので、それと同じでよろしいのではないでしょうか。

○2番委員

はい。担当委員から取得後農業をしないという報告があったわけですからそれを踏まえて、採決を取っていいと思います。

○議長

それでは、採決をおこなつてよろしいでしょうか。

○議長

はい、それでは採決します。今回は色々な案件がございますので、1案件づつ採決したいと思います。

まず、1番の方ですけれども、これは来月への継続審議ということに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、来月への継続審議とします。

○議長

次の2番について、許可に賛成の方は举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので許可とします。

それでは3番の案件ですけれども、これは不許可に賛成の方の举手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございました。賛成多数ですので、不許可ということに決定します。

続きまして、4番について、賛成の方の举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成でありますので許可とします。

続きまして、議案第2号「非農地証明願い」について、審議します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願い」について説明をします。資料の3ページをご覧ください。1番ですけれども、昨日申請人から急遽取り下げの連絡がありましたので、削除をお願いします。

2番です。榕城の美浜地区の土地であります。台帳地目が畑でありますけれども、昭和50年頃から耕作せず、現在宅地となっています。

実際ここに建物が建っていますが、その建物は平成元年頃建てたということです。

交付基準1の(イ)に該当いたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これにつきましては、昨日現地調査が行われております。委員の方は大変御苦労様でした。調査委員長の報告をお願いします。

○調査委員長

ただいま事務局より説明があったとおりでございました。この土地は、昭和50年頃から耕作しておらず、以前の持ち主の時から荒れていたようです。土地の奥に作業場兼倉庫がありました。以前大工をしており、そのための切り込み場所としていたようです。

また、入り口にも生コンを張って、屋外でも切り込み作業をやっていたようです。その後大工をやめ、今は農業をしております。以上です。

○議長

続いて、担当委員から報告がありましたらお願ひします。

○12番委員

ただいま調査委員長から詳しく説明がありました。昨日は10時立ち会いの予定でしたが先程説明がありましたように1番が取り下げで、急遽9時に立ち会いをしました。

写真にもありますようにコンクリートも張っており、農地への復元は出来ませんので非農地で良いと判断しております。審議をお願いします。

○議長

ただいま事務局、調査委員長、担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は举手をお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をしたいと思います。

議案第2号「非農地証明願い」の2番について、非農地として承認することに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願い」の2番については非農地として、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」であります。資料は4ページになります。今月のあっせん申し出は「貸したい」が1件であります。ここで、訂正をお願いいたします。

2筆目の257平米は、通路となっておりますので、削除をお願いします。

1番の下五本松の畑でけれども、これは上之原と本立の間にある畑の1筆で、面積が1110平米を貸したいということであります。標準額でお願いいたします。

ここは、5月まで農業生産法人がフリージアを作付しておりました。現在相続未登記ですが、登記完了後は農地中間管理事業を利用する予定です。あっせん委員は2番委員と12番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長

あっせん委員の方はよろしくお願ひします。

続いて議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を審議します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

農用地利用集積計画の策定については、①が利用権の設定、②が所有権の移転、③が農地中間管理事業によるもので、今月から新たに増えてきております。

今月は、①と③が申請されております。それではまず、利用権の設定であります。

1－1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成26年12月1日から平成31年11月30日までの5年間、地目畠、面積3902平米、うち更新分0平米、利用件の設定をする者1人、受ける者1人であります。内訳については、1－2ページを詳細については、1－3ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分であります。3－1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成27年2月1日から平成32年1月31日までの5年間、地目田が24824平米、畠が57403平米で、合計面積は82227平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者9人、受ける者1法人であります。

2段目です。期間が平成27年2月1日から平成37年1月31日までの10年間、地目田が24337平米、地目畠が97844平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者16名、受ける者1法人であります。

今回借人は、中間管理機構でありますので、県の地域振興公社となっております。

地域集積協力金の申請が11月になっていたので、今回一括して申請をしています。

地域集積協力金の利用配分計画を策定をするに当たり、農業委員会の承認が必要であります。

今後の流れとしましては、市の方が利用配分計画案を作成し、県の地域振興公社が配分計画を決定し、県知事が公告して認可されます。

その後公社の方が借人を決定していきますけれども、この時は農業委員会の承認は必要ありません。

内容につきましては、3－2ページから3－3ページを、詳細につきましては3－4から3－30ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査をしました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から議案第4号について説明がありました。今回から通常の集積計画と中間管理事業で機構に貸し出す集積計画の2通りあります。初めに、通常の農用地利用集積計画の利用権の設定について、審議をします。担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

この件につきまして、11日に貸人、借人立会いのもと、調査をいたしました。

貸人は、国上在住で園芸作を行ってきた寺之門に住んでいる大先輩であります。借人は、営農大学校を卒業して3年目の方です。この方が経営の拡大ということです。

兩人は同じ地域に住んでおりまして、自宅から近いところで、まとまっていますので、

一括して借りることになったということです。

現況は荒れていますが、少し手を加えれば作付けできる状態になります。以上です。

○議長

今担当委員の方から説明がありました。これについて質問のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので、引き続き農地中間管理事業に係る利用権の設定について審議いたします。これについては担当委員の調査等は不要ということですが、特に担当委員の方から意見はありませんか。

○10番委員

10番です。11月10日の夕方6時から7時に公民館で貸出者の印鑑捺印をおこないました。自分も行きましたけど、6時前には皆さん来ていただいて、順調に出来たと思います。以上です。

○議長

担当委員の方からの説明がありました。このことについて何か質問のある方はいませんか。

○2番委員

はい。この申請地について、現在利用権の設定が当委員会を通してなされている場所はないですか。

○事務局

あります。その分については、一度合意解約をおこなって、その後貸し出すことになります。

○2番委員

その場合、合意解約の承認をする訳でしょう。

○事務局

いえ、合意解約については総会での承認はいりません。

○2番委員

はい、解りました。

○議長

よろしいですか。他に質問のある方はいませんか。

○7番委員

はい。貸出期間は5年と10年がありますが、これに規定はありますか。

○事務局

貸出については10年以上の白紙委任というのではありませんが、この地域集積協力金に関しては、特に年数は問わないということです。

個人への交付金については10年以上という要件があります。

○議長

よろしいですか。他にありませんか。

○14番委員

14番です。このような案件は何件目ですか。

○事務局

今年始まった農地中間管理事業ですので、今回が初めてです。各市町村1箇所以上のモデル地区を選定する必要がありましたので、今回この地区が出てきたところです。

今後は、ある程度まとまった地区は是非この地域集積協力金を活用していただきたいと思います。以上です。

○議長

よろしいですか。農業委員の方も是非頑張って自分の地域でも活用していただきたいと思います。他に、ありませんか。

○議長

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

利用権の設定1番及び農地中間管理事業に係る利用権の設定、1番から30番について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成でありますので、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」はすべて承認し、意見を市長に送付します。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。

平成26年11月18日

会長 藤田峰生(藤田)

14番委員 白河澄雄(白河)

1番委員 今倉伸一(今倉)